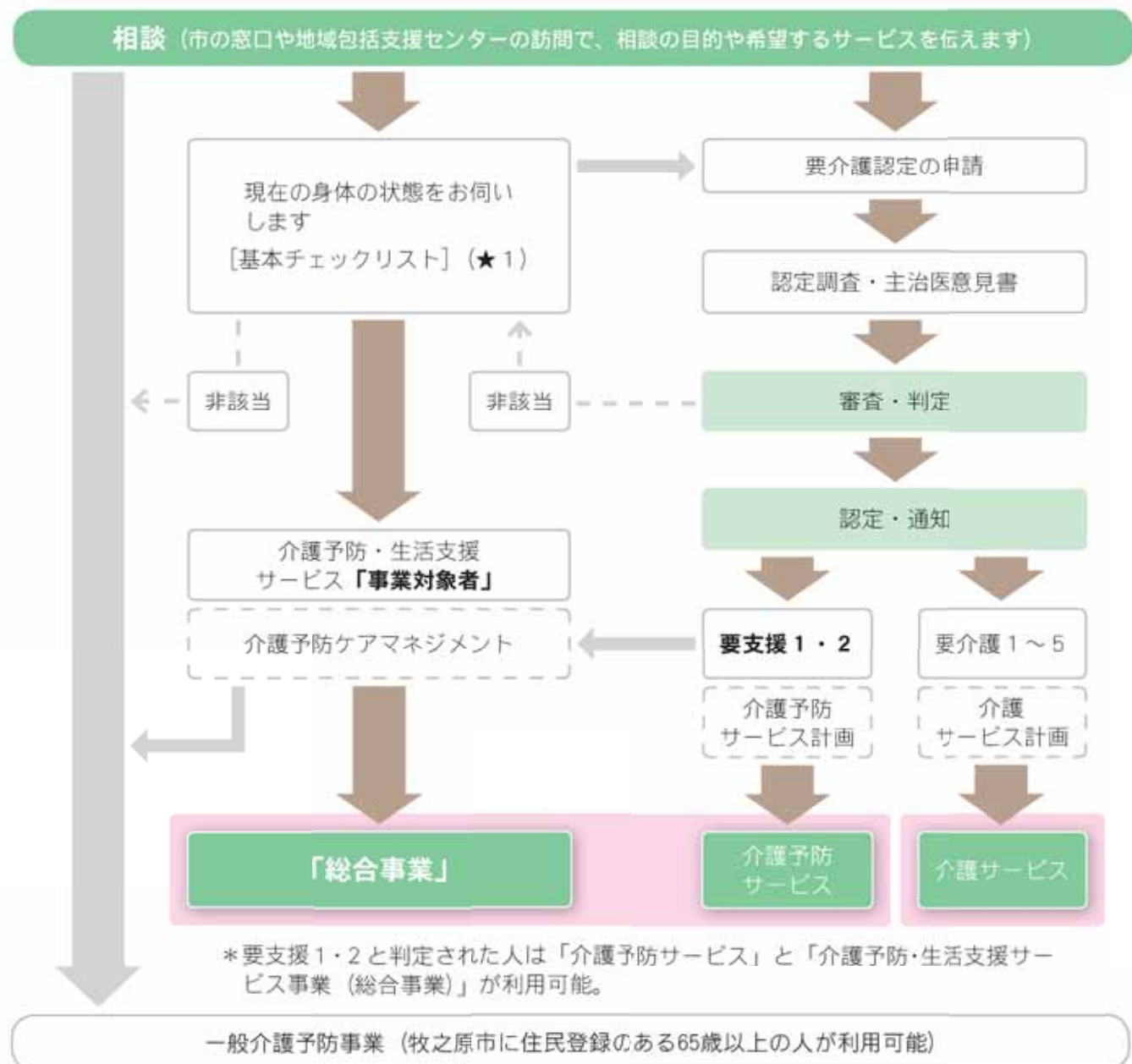


サービス利用の流れ



★1 基本チェックリスト

基本チェックリストとは、国の定める25の質問項目で、日常生活に支障がないかどうか確認するために行うものです。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストなどによる判定で、市の窓口や地域包括支援センターの訪問時に「事業対象者」となった人がサービスを利用できます。

迅速なサービスの利用へ

要介護認定の制度は、申請から認定までおおむね30日かかります。「事業対象者」の決定は、要介護認定よりも時間ががらずに判定されますので、スムーズなサービス利用が可能となります。

利用者負担（利用料）

下の表は、状態区分ごとに1カ月に利用できる金額の上限（支給限度額）と利用者負担額を表しています。「事業対象者」と判定された人が1カ月に利用できる金額の上限は、原則要支援1の支給限度額と同じです。ただし、利用者の状態により、市が必要と認める場合には、要支援2の支給限度額まで利用可能となります。

区分	支給限度額 (1カ月)	利用者負担	
		1割負担	2割負担
事業対象者	50,030円	5,003円	10,006円
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円

*支給限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。
*食事などの日常生活にかかる費用は、別に自己負担となります。

平成29年4月から
介護予防・日常生活総合支援事業
総合事業が始まります



平成29年4月から、皆さんが高齢になっても自立した生活が送れるよう、新しく「介護予防・日常生活総合支援事業」（総合事業）が始まります。この総合事業は、65歳以上の人を対象に牧之原市の基準によって実施する介護予防事業です。



介護保険の認定を受けていなくても、心身の状態や生活機能の低下が見られ、支援を必要とする人を対象に実施しますので、一人ひとりの身体状況に応じた介護予防サービスを選び、利用することができます。

現在、要支援認定者が利用している訪問介護（ホームヘルプサービス）と一般的な通所介護（デイサービス）は、平成29年度中に総合事業に移行し、平成30年4月から完全移行となります。

いつまでも住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができるよう、有効に活用して状態の維持・改善に取り組みましょう。
問い合わせ 高齢者福祉課 森田 ☎0074

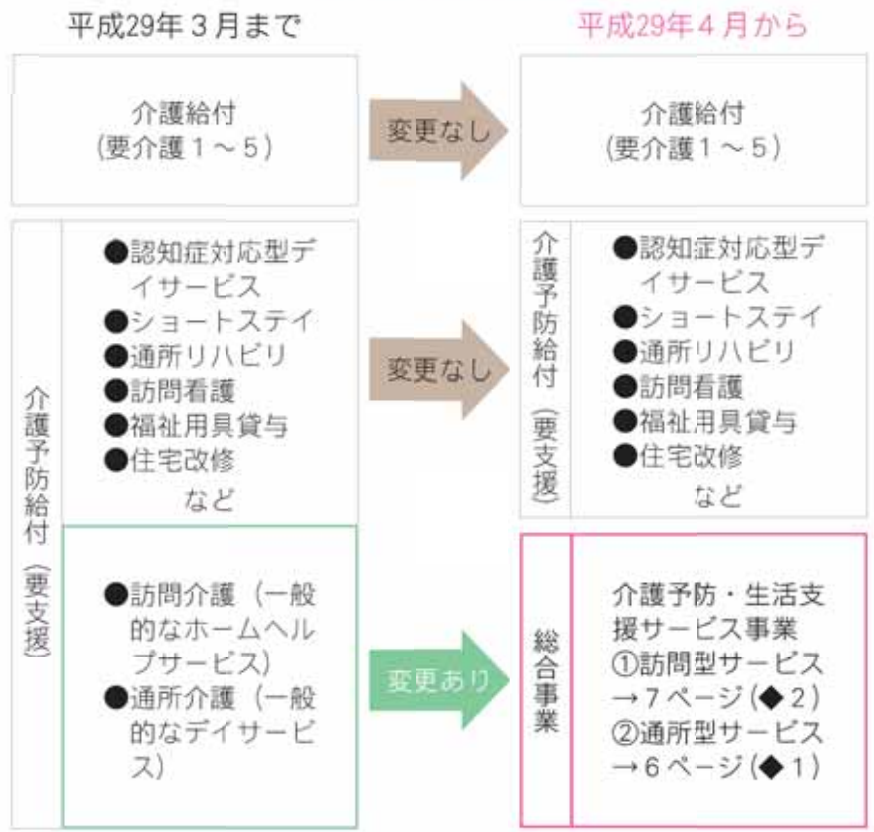
対象となる人

- 要支援認定を受けた人
- 身体への状態の聞き取りと基本チェックリスト（★1）により介護予防・生活支援サービス事業が必要と認められた人（事業対象者）
- *40歳から64歳の人（第2号被保険者）は、要介護認定の申請からとなります。

サービスの種類

- ①訪問型サービス
ヘルパーなどが自宅を訪問し、買い物や掃除、洗濯などの家事援助を行い、生活を支援します。
- ②通所型サービス
デイサービスセンターや介護予防施設などで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。
[介護予防ケアマネジメント]
地域包括支援センターの職員などに相談し、訪問型・通所型サービスが適切に受けられるよう、サービス計画（ケアプラン）を作成します。

制度の変更点



*現行の要支援の人の訪問介護（ホームヘルプサービス）と一般的な通所介護（デイサービス）は、平成29年度の1年間で新しい総合事業に移行し、平成30年4月から完全移行となります。